

議長提出

資料5-8

雇用促進住宅の存続を求める意見書(案)

「雇用・能力開発機構」は雇用促進住宅高山宿舍の入居者に対し、平成23年度までの廃止と、本年12月以降の定期契約更新の中止を伝えました。

当初は、平成33年度末までに雇用促進住宅を廃止する方向性が出されていましたが、国がすすめる行財政改革による雇用促進住宅の廃止が前倒しとなり、高山宿舍も該当することになりました。

雇用促進住宅高山宿舍については入居率も高く、平成16年度には改装工事も行われているところであり、廃止する理由についても十分な説明もないこと、また、あまりにも性急な話であることから入居者の不安と戸惑いの声が広がっています。

雇用促進住宅の入居者の方々は、日常生活の中で地域との交流を深められていることから、地域の町内会からも雇用促進住宅の前倒しの廃止について疑問の声が上がっています。

雇用促進住宅の設置目的は、職業の安定のために住宅を確保することであり、雇用環境がますます厳しくなっている中で、その必要性は高まっています。

よって、国におかれては、入居者の心情をご理解いただき、下記のとおり実施されるよう強く要望します。

記

1. 雇用促進住宅については、国の責任において存続すること。
2. 入居者に対する十分な説明を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月 日

高山市議会